

大分市アスベスト除去等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吹付けアスベストの除去等に要する費用の一部を支援することにより、大分市民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進に役立てることを目的に交付する大分市アスベスト除去等事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大分市内の民間の建築物（過去に補助金の交付を受けて補助対象事業を実施した建築物を除く。）に施工されている吹付けアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）を行う工事（建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。以下同じ。）が当該工事に係る作業計画の策定等に関与しているものに限る。）を実施する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、補助対象事業を市長が認める業者に委託して実施するものとする。

(1) 建築物の所有者

(2) 建築物の管理者（建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。）

(3) 前各号に規定する者のほか、建築物の保全を行う者として市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助対象者としなない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号

に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額に相当する額（当該額に1,0

00円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、1,200,00

0円を限度とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象

事業に着手する前に大分市アスベスト除去等事業補助金交付申請書（様式第1号）

に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 算出内訳書

(2) 建築物の概要に関する書類

- (3) 建築物の位置図及び配置図
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証又は同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 吹付け材の名称及び施工箇所が分かる書類
- (6) 現況写真（外観及び吹付け材の施工箇所）
- (7) 専門分析機関（大分市アスベスト分析事業補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）第3条第1項に規定する専門分析機関をいう。）が発行した分析調査結果報告書等
- (8) 補助対象経費の見積書
- (9) 誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、大分市アスベスト除去等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は大分市アスベスト除去等事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、原則として補助金の交付申請を受けた日から30日以内に申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し

ようとするときは、あらかじめ大分市アスベスト除去等事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に第5条各号に掲げる書類（変更に係る部分に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、大分市アスベスト除去等事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事業の取りやめ）

第8条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ大分市アスベスト除去等事業取りやめ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、大分市アスベスト除去等事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了後30日以内又は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日（やむを得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 支払内訳書

(2) 契約書の写し

(3) 除去等工事実施箇所の写真（施工前、施工状況及び施工後）

(4) 補助対象経費の領収書等

(5) 建築物石綿含有建材調査者が工事に係る作業計画の策定等に関与したことを確認することができる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し大分市アスベスト除去等事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、原則として30日以内に補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、補助対象事業の完了に係る補助対象事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

2 第9条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の請求)

第12条 第10条に規定する確定通知書を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、大分市アスベスト除去等事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助対象事業の施行について不正の行為があったとき。
- (4) 第8条の規定による届出があったとき。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市アスベスト除去等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市アスベスト除去等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市アスベスト除去等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、

なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市アスベスト除去事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市アスベスト除去等事業補助金交付要綱に規定する様式の内紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。